電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 ［１～４　略］ ５　様式第三十八の二の第一表については、当分の間、三の項を記載しないこととする。 **様式第38の２**（第40条の３第２号、第40条の４第１項、第40条の５関係） ［略］ ［第１表　略］ ［注１　略］ ２　第14条第２号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係るもののうち、電気通信事業者自らが設置する電気通信設備との接続に関する協定及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に基づき他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。 ［３～７　略］ ［第２表　略］	**附　則** ［１～４　同上］ ［新設］ **様式第38の２**（第40条の３第２号、第40条の４第１項、第40条の５関係） ［同左］ ［第１表　同左］ ［注１　同左］ ２　第14条第２号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るもののうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。 ［３～７　同左］ ［第２表　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
様式第２（第２条第１項関係） ［第１表　略］ 第２表 電気通信役務契約等状況報告 都道府県別回線数 年３月31日現在 サービスの種類　電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	**様式第２**（第２条第１項関係） ［第１表　同左］ 第２表 電気通信役務契約等状況報告 都道府県別回線数 年３月31日現在 サービスの種類　電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

都道府県	区分					
	避難所		帰宅困難者一時滞在施設		合計	
	箇所数	回線数	箇所数	回線数	箇所数	回線数